六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二三

六五　原戸籍の一部が滅失した件　三三

六六　除籍が滅失した件　三三

六七　原戸籍の一部が滅失した件　四一

六八　除籍が滅失した件　四一

六九　原戸籍の一部が滅失した件　四一

七〇　除籍が滅失した件　四一

七一　電子証明書の方式等に関する件の一部を改正する件　五三

七二　日本国に帰化を許可する件　五三

七三　原戸籍の一部が滅失した件　五三

七四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　八三

七五　電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件の一部を改正する件　九一

七六　磁気ディスクに電磁的記録を記録する方式等を定める件の一部を改正する件　一〇三

七七　日本国に帰化を許可する件　一〇三

七八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇四

七九　〃　一二四

八〇　戸籍が滅失した件　一五四

八一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一六二

八二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一七一

八三　日本国に帰化を許可する件　一七一

八四　除籍の一部が滅失した件　一八三

八五　原戸籍の一部が滅失した件　一八三

八六　除籍が滅失した件　一九六

八七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二二一

八八　〃　二二一

八九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二二二

九〇　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二二二

九一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二二二

九二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二二二

九四　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　二二二

九五　原戸籍の一部が滅失した件　二二三

九六―一〇四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二二三